

教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和2年3月教育委員会定例会
3 概 要	1 開催日時 令和2年3月27日（金曜日）午後2時35分～午後4時20分 2 開催場所 守谷市役所議会棟3階第3委員会室 3 教育長及び各委員の出欠状況（委員数5名） 5名出席（町田香教育長，山本キヨ委員，河原健委員， 萩谷直美委員，椎名和良委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数5名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 奈幡 正 指導室副参事 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 事務局員（学校教育課） 2名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （1）議案第12号「守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について」（可決） （2）議案第13号「令和2年度（令和元年度分）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について」（可決） （3）議案第14号「守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」（可決） （4）議案第15号「守谷市立図書館等処務規則の一部を改正する規則について」（可決） （5）議案第16号「守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について」（可決） 【報告事項】 （1）報告第1号「令和2年守谷市議会3月定例会月議会について」 【その他】 （1）小中学校の現状について（指導室）

	①指導室の業務状況について ②児童生徒の様子 ③守谷市保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」の取組 ④児童生徒及び教職員の交通事故の現状 ⑤いじめ認知の状況（２月末現在） ⑥不登校の現状（２月末現在） ⑦長期欠席児童生徒の状況（２月末現在） (２) 各課業務報告 ○学校教育課 ① ２月２５日入札結果（１件）について ②工事等の進捗状況について ③新型コロナウイルス感染症予防対策について ○生涯学習課 ①入札結果について ②審議会等の開催について ③工事等進捗状況について ④行事予定（イベント等）について ○学校給食センター ①学校給食実施状況について ②賄材料費執行状況について ④生鮮野菜使用率について ⑤異物混入等について
4 今後の状況	次回は、令和２年４月２４日（金曜日）午後１時３０分から開催予定

令和 2 年 3 月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和 2 年 3 月 2 7 日（金）

午後 2 時 3 0 分～

場 所 守谷市役所議会棟 3 階第 3 委員会室

令和 2 年 3 月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和 2 年 3 月 2 7 日 (金)

午後 2 時 3 0 分～

場 所 市役所議会棟 3 階第 3 委員会室

1 開 会

2 会議録署名人

3 議決事項

議案第 1 2 号 守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について (学校教育課)

議案第 1 3 号 令和 2 年度 (令和元年度分) 守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について (学校教育課)

議案第 1 4 号 守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について (生涯学習課)

議案第 1 5 号 守谷市立図書館等处務規則の一部を改正する規則について (生涯学習課)

議案第 1 6 号 守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について (給食センター)

4 協議事項

な し

5 報告事項

報告第 1 号 令和 2 年守谷市議会 3 月定例会月議会について (教育委員会所管分)

6 その他

(1) 小中学校の現状について (指導室)

(2) 各課からの業務報告

議案第12号

守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について

守谷市立学校管理規則（平成18年守谷市教育委員会規則第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月27日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

スポーツの日が令和2年度に限り、10月の第2月曜日から7月24日に変更され、10月の第2月曜日が祝日でなくなるため、後期の開始日を変更するものです。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教職員の時間外勤務時間の上限を市町村教育委員会規則に反映させる必要があるため、当該内容を第24条として新設するものです。

議案	頁数
12号	1

守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

守谷市教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則

守谷市立学校管理規則（平成18年守谷市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「月曜日まで」を「日曜日まで」に改め、「の翌日」を削る。
第24条を第25条とし、第25条から第34条までを1条ずつ繰り下げる。
第23条の次に次の1条を加える。

（勤務時間）

第24条 校長は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

（1）1箇月について45時間

（2）1年について360時間

2 校長は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

（1）1箇月について100時間未満

（2）1年について720時間

（3）1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間

（4）1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間で45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案	頁数
12号	2

守谷市立学校管理規則新旧対照表

改正	現行	改正理由
(学年及び学期) 第2条 (略) 2 学年を分けて次の2学期とする。 前期 4月1日から10月の第2日曜日まで 後期 10月の第2日曜日 から翌年3月31日まで (勤務時間) 第24条 校長は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることににより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。 (1) 1箇月について45時間 (2) 1年について360時間 2 校長は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び	(学年及び学期) 第2条 (略) 2 学年を分けて次の2学期とする。 前期 4月1日から10月の第2月曜日まで 後期 10月の第2月曜日の翌日から翌年3月31日まで (新設)	令和2年10月の第2月曜日が祝日でなくなるため、後期開始日を変更。 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、教育職員の時間外勤務時間の上限を市町村教育委員会規則に反映させる必要があるため。

月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1 箇月について100時間未満

(2) 1 年について720時間

(3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1 箇月あたりの平均時間について80時間

(4) 1 年のうち1 箇月において所定の勤務時間以外の時間で45時間を超えて業務を行う月数について6 箇月

3 前 2 項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

(宿直及び日直)

第25条 (略)

(その他服務に関する事項)

第26条 (略)

(施設、設備の管理)

第27条 (略)

(貸与)

第28条 (略)

(公用車の管理及び貸出)

第28条の2 (略)

(学校財産のき損)

第29条 (略)

(消防及び警備)

(宿直及び日直)

第24条 (略)

(その他服務に関する事項)

第25条 (略)

(施設、設備の管理)

第26条 (略)

(貸与)

第27条 (略)

(公用車の管理及び貸出)

第27条の2 (略)

(学校財産のき損)

第28条 (略)

(消防及び警備)

第24条の新設に伴う繰り下げ。以下同じ。

第30条 (略) (学校保健安全計画の提出)	第29条 (略) (学校保健安全計画の提出)
第31条 (略) (事故の報告)	第30条 (略) (事故の報告)
第32条 (略) (必要表簿)	第31条 (略) (必要表簿)
第33条 (略) (事務処理)	第32条 (略) (事務処理)
第34条 (略) (委任)	第33条 (略) (委任)
第35条 (略)	第34条 (略)

議案第 13 号

令和 2 年度（令和元年度分）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について

令和 2 年度（令和元年度分）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針を別紙のとおり決定する。

令和 2 年 3 月 27 日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条に基づく令和 2 年度（令和元年度分）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施方針を決定するものです。

議案	頁数
13号	1

平成2年度（令和元年度分）

守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針

1 趣 旨

守谷市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民に対する説明責任を果たす。

2 実施方法

- (1) 守谷市の教育目標である「新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指して」を具現化するために位置付けた事業の内、重点的取組を対象として点検評価を行う。ただし、令和元年度に教育委員会事務局各課が実施した個々の事務事業については、守谷市が行う行政評価（施策・事務事業評価）で実施する。
- (2) 点検及び評価は、当該年度の施策・重点事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育委員会が委嘱する「点検評価に関する有識者」（点検評価員）を置き、その意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。

3 点検評価項目

教育委員会

- ① 教育委員会の会議開催状況
- ② 教育委員会議以外の活動状況

学校教育

(1) 学校教育課・指導室事業

- ① 学校施設の整備を計画的に進め、安全で安心な教育環境の整備を行う。
- ② 登下校時の安全確保や不審者侵入に対する対応等、学校の危機管理体制の確立を図る。
- ③ 新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指し、次の学校教育プランを推進する。
 - ・ ステップアッププラン（確かな学力の育成）
 - ・ ハートフォーヒューマンプラン（豊かな心をはぐくむ教育の推進）
 - ・ ヘルス&フィジカルプラン（健康と体力をはぐくむ教育の推進）
 - ・ ニュージェネレーションプラン（新しい時代に対応した教育の推進）
 - ・ パートナリシッププラン（開かれた学校づくりと学校・家庭・地域の連携）
- ④ 学校教育の喫緊の課題を解決するため、次の学校教育改革プランを推進する。
 - ・ 守谷型カリキュラムマネジメント
 - ・ 市・学校いじめ対策本部の設置
 - ・ プログラミング教育の推進
 - ・ 中央図書館との連携による学校図書館の充実

議 案	頁 数
13号	2

(2) 給食センター事業

- ① 正しい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成、栄養管理と健康増進、食のあり方について、教育の一環として給食を実施する。
- ② 安全な学校給食を提供するため、徹底した衛生管理を行う。また、安定した施設の運営を図るため、施設の適切な維持管理を行うとともに、改築事業にも取り組む。

社会教育（生涯学習）

(1) 生涯学習事業

- ① 市民が生涯学習に自発的に参加できるよう、学習できる機会・場を提供する。
- ② 市民がスポーツに親しむ機会・場を提供する。
- ③ 市民が芸術や文化に親しむ機会・場を提供する。
- ④ 地域の貴重な文化財を後世に継承し、活用するとともに、歴史に触れる機会・場を提供する。
- ⑤ 子どもたちが安全に遊び、学び、世代交流できる場を提供する。

(2) 図書館事業

- ① 市民の求める図書や情報を収集・保存し、地域に役立つ資料を提供する。
- ② 未来を担う子どもたちの読書活動の推進と学習活動を支援する。
- ③ 市民との協働により、市民が集い、学び、活躍できる場を整備する。

4 点検評価結果報告書の構成

(1) 目標・取組概要

令和元年度に実施した項目ごとに掲げられた目標及び項目ごとの目標を達成するための取組概要を示す。

(2) 自己評価

目標を達成するための諸取組に対する自己評価（可能な限り数値化を図る。）

(3) 今後の課題と対応の方向性

令和元年度の取組を踏まえ、今後事業を実施していく上で、課題や障害となるものの抽出と対応の方向性を示す。

(4) 外部の方々から頂いた主な意見

外部（市民・PTA等）の方々からの意見を記載する。

(5) 点検評価意見

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項に基づき委嘱した点検評価員の方々からの意見を記載する。

5 評価結果の報告及び公表

点検評価結果報告書は、守谷市議会に報告するとともに、守谷市公式ホームページ掲載と窓口閲覧により広く市民に公表する。

議案	頁数
13号	3

守谷市教育全体図

守谷市の教育目標

「新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指して」

- 1 思考力、想像力に富み、正しく判断して実行する人間の育成
- 2 個性を伸ばし、豊かな心をそなえた、基礎的・基本的な知識をしっかりと身に付けた人間の育成
- 3 生涯にわたって、知識や教養を磨き、社会の発展に貢献する人間の育成
- 4 家庭・地域の教育力を高め、互いに助け合い、学び合う人間の育成

社会教育（生涯学習）

義務と責任を果たす心豊かな人づくりを推進する社会教育

学校教育（基礎教育）

学力と安全と成長を保障する学校教育

【生涯学習事業】

- 市民が生涯学習に自発的に参加できるよう、学習できる機会・場を提供する。
- 市民がスポーツに親しむ機会・場を提供する。
- 市民が芸術や文化に親しむ機会・場を提供する。
- 地域の貴重な文化財を後世に継承し、活用するとともに、歴史に触れる機会・場を提供する。
- 子ども達が安全に遊び、学び、交流できる場を提供する。

【図書館事業】

- 地域の情報拠点として、市民が多様な図書や情報を容易に取得し活用できるよう、図書館資料を充実し提供する。
- 未来を担う子供たちが、読書に親しみ豊かな心を育む読書環境を充実するとともに、学校との連携の下、学習活動を支援する。
- 市民の知的要求にこたえる学習拠点として、市民との協働の下、生涯にわたる学びを支える機会・場を提供する。

【給食センター事業】

- 正しい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成、栄養管理と健康増進、食の在り方について教育の一環として給食を実施する。
- 安全な学校給食を提供するため、徹底した衛生管理を行う。また、安定した施設の運営を図るため、施設の適切な維持管理を行うとともに、改築事業にも取り組む。

【学校教育課・

指導室事業】

- 学校施設の整備を計画的に進め、安全で安心な教育環境の整備を行う。
- 登下校時の安全確保や不審者侵入に対する対応等、学校の危機管理体制の確立を図る。
- 新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指し、次の学校教育プランを推進する。
 - ①ステップアッププラン
 - ②ハートフォー・ヒューマンプラン
 - ③ヘルス&フィジカルプラン
 - ④ニュージェネレーションプラン
 - ⑤パートナーシッププラン
- 学校教育の喫緊の課題を解決するため、次の学校教育改革プランを推進する。
 - ①守谷型カリキュラムマネジメント
 - ②市・学校いじめ対策本部の設置
 - ③プログラミング教育の推進
 - ④中央図書館との連携による学校図書館の充実

守谷市教育全体図の一部改正 新旧対照表

議案		改正後	現行	改正理由
13号	5	【学校教育課事業】 ○学校施設の整備を計画的に進め、安全で安心な教育環境の整備をする。 ○_____。 ○_____登下校時の安全確保や不審者侵入に対する対応等、学校の危機管理体制の確立を図る。	【学校教育課事業】 ○児童生徒が快適な環境のもとで学習できるようにするとともに、<u>登下校時の安全確保や不審者侵入に対する対応等</u>、学校の危機管理体制の確立を図る。	学校教育課事業については、令和元年度から長寿命化計画に基づく改修工事等が始まったことから、より具体的な文言に修正するもの。
		【指導室事業】 ○学校教育の喫緊の課題を解決するため、次の学校教育改革プランを推進する。 ①守谷型カリキュラムマネジメント ②市・学校いじめ対策本部の設置 ③プログラミング教育の推進 ④中央図書館との連携による学校図書館の充実		指導室事業については、学校教育プランに加え、学校教育改革プランの取組も点検評価の対象とする。
		【生涯学習事業】 ○市民がスポーツに親しむ機会・場を提供する。	【生涯学習事業】 ○市民がスポーツをする<u>機会・場</u>を提供する。	生涯学習事業については、事業の現状に合わせた文言修正を行うとともに、事業実施状況に合わせて、「芸術・文化」と「歴史」を分ける。 図書館事業については、平成30年3月に策定した『守谷市立図書館運営基本方針』の3つの方針に合わせる。

○市民が芸術や文化<u> </u>に親しむ <u> </u>機会・場を提供する。 ○地域の貴重な文化財を後世に継承し、活用するとともに、歴史に触れる機会・場を提供する。 ○子どもたちが安全に遊び、学び、<u> </u>交流できる場を提供する。	○市民が芸術や文化を気軽に<u>親しめるよう</u>、芸術・文化・歴史に関する活動に触れる機会・場を提供する。 ○地域の貴重な文化財を後世に継承し、活用する ○子ども<u> </u>が安全に遊び、学び、世代交流できる場を提供する。	
【図書館事業】 ○市民の求める図書や情報を収集・保存し、地域に役立つ資料を提供する。 ○未来を担う子どもたちの読書活動の推進と学習活動を支援する。 ○市民との協働により、市民が集い、学び、活躍できる場を整備する。	【図書館事業】 ○すべての市民に気持ちよく利用される図書館を目指す。 ○市民の知的欲求を保障し、日常生活に生かすため図書館機能の強化とサービスの充実を図る。 ○施設や設備は安全に留意して、誰にでも使いやすい図書館を目指す。	
【給食センター事業】 ○安全な学校給食を<u> </u>提供するため、徹底した衛生管理を行う。また、安定した施設の運営を図るため、施設の適切な維持管理を行うとともに、改築事業にも取り組む。	【給食センター事業】 ○<u> </u>学校給食を安全に安定して提供するため、徹底した衛生管理を行う。また、	

議案第14号

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

守谷市教育委員会事務局組織規則（平成2年守谷町教育委員会規則第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月27日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市組織機構の改編に伴い、生涯学習課の組織及び事務分掌が変更になるため、規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
14号	1

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 3 月 日

守谷市教育長 町田 香

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

守谷市教育委員会事務局組織規則（平成2年守谷町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生涯学習課の項中「スポーツグループ」を「スポーツ推進室」に改め、「中央図書館」を削る。

第5条第1項中「中央図書館長」を削り、「中央図書館副館長」を「スポーツ推進室長」に改め、「司書」及び「司書補」を削り、「社会教育主事」の次に「教諭」を加える。

第5条第2項の表社会教育主事の項、中央図書館長の項、中央図書館副館長の項、司書の項及び司書補の項を削り、同表係長の項の次に次のように加える。

社会教育主事	課	社会教育における専門的、技術的助言・指導事務
スポーツ推進室長	グループ等	スポーツ推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

別表生涯学習課の項中「9 削除」を「9 アーカスプロジェクト事業に関すること。」に改め、第36号から第49号を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

守谷市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改正	現行																																		
(課等の設置) 第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、それらの課に同表右欄に掲げるグループ等を置く。 <table><tr><th>課</th><th>グループ等</th></tr><tr><td>学校教育課</td><td>教育総務グループ、施設管理グループ</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>生涯学習グループ、スポーツ推進室</td></tr><tr><td>指導室</td><td>教育指導グループ</td></tr></table> (職制及び職務) 第5条 事務局に必要に応じ参事，教育部次長，参事補，課長，副参事，技正，課長補佐_____，主査，技佐，スポーツ推進室長，係長，主任，主事，技師_____，主事補，技師補_____，指導主事，社会教育主事_____，教諭を置く。 2 職務は、次のとおりとする。 <table><tr><th>職</th><th>組織</th><th>職務</th></tr><tr><td>係長</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>社会教育主事</td><td>課</td><td>社会教育における専門的な助言及び指導</td></tr></table>	課	グループ等	学校教育課	教育総務グループ、施設管理グループ	生涯学習課	生涯学習グループ、スポーツ推進室	指導室	教育指導グループ	職	組織	職務	係長	(略)	(略)	社会教育主事	課	社会教育における専門的な助言及び指導	(課等の設置) 第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、それらの課に同表右欄に掲げるグループ等を置く。 <table><tr><th>課</th><th>グループ等</th></tr><tr><td>学校教育課</td><td>教育総務グループ，施設管理グループ</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>生涯学習グループ，スポーツグループ，中央図書館</td></tr><tr><td>指導室</td><td>教育指導グループ</td></tr></table> (職制及び職務) 第5条 事務局に必要に応じ参事，教育部次長，参事補，課長，副参事，技正，課長補佐_____，主査，技佐，中央図書館副館長，係長，主任，主事，技師，司書，主事補，技師補，司書補，指導主事，社会教育主事_____を置く。 2 職務は、次のとおりとする。 <table><tr><th>職</th><th>組織</th><th>職務</th></tr><tr><td>係長</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(新設)</td><td></td><td></td></tr></table>	課	グループ等	学校教育課	教育総務グループ，施設管理グループ	生涯学習課	生涯学習グループ，スポーツグループ，中央図書館	指導室	教育指導グループ	職	組織	職務	係長	(略)	(略)	(新設)		
課	グループ等																																		
学校教育課	教育総務グループ、施設管理グループ																																		
生涯学習課	生涯学習グループ、スポーツ推進室																																		
指導室	教育指導グループ																																		
職	組織	職務																																	
係長	(略)	(略)																																	
社会教育主事	課	社会教育における専門的な助言及び指導																																	
課	グループ等																																		
学校教育課	教育総務グループ，施設管理グループ																																		
生涯学習課	生涯学習グループ，スポーツグループ，中央図書館																																		
指導室	教育指導グループ																																		
職	組織	職務																																	
係長	(略)	(略)																																	
(新設)																																			

スポーツ推進室長	グループ等	スポーツ推進室の事務を掌理し、 所属職員を指揮監督する。
主任	(略)	(略)
指導主事	(略)	(略)
教諭	(略)	(略)

別表（第3条関係）

課名	事務分掌
生涯学習課	1 から8まで (略) 9 アーカスプロジェクト事業に関すること。 10から35まで (略) (削除)

(新設)		
主任	(略)	(略)
指導主事	(略)	(略)
教諭	(略)	(略)
社会教育主事	グループ等	社会教育における専門的、技術的 助言・指導事務
中央図書館長	グループ等	図書館等の事務を掌理し、所属職 員を指揮監督する。
中央図書館副館長	グループ等	図書館等の事務を掌理し、中央図 書館長を補佐する。
司書	グループ等	専門的事務
司書補	グループ等	専門的事務の補助

別表（第3条関係）

課名	事務分掌
生涯学習課	1 から8まで (略) 9 削除 10から35まで (略) 36 図書館等の資料に関すること。

議案第15号

守谷市立図書館等処務規則の一部を改正する規則について

守谷市立図書館等処務規則（平成7年守谷町教育委員会規則第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 2 7 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市教育委員会事務局生涯学習課から守谷中央図書館等に関する業務が独立するに当たり、規則の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
15 号	1

守谷市立図書館等処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 3 月 日

守谷市教育長 町田 香

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市立図書館等処務規則の一部を改正する規則
守谷市立図書館等処務規則（平成7年守谷町教育委員会規則第4号）の一部
を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（グループの設置）

第2条 図書館に図書館グループを置く。

第4条第1項の表社会教育主事の項中「，技術的」を削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

（館長の意見具申）

第5条 館長は，次の各号に掲げる事項につき，意見を教育長に具申する。

- （1）図書館等に関する条例及び規則の制定又は改廃に関すること。
- （2）職員の採用，進退及び賞罰に関すること。
- （3）予算に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか，重要な事項で館長が必要と認める事項

（専決事項）

第6条 館長は，次の各号に掲げる事項を専決する。

- （1）図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の選択，収集及び廃棄処理に関すること。
- （2）図書館施設の供用に関すること。
- （3）守谷市教育委員会事務局処務規程（平成2年守谷町教育委員会規程第4号）第3条による課長専決事項に関すること。

附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

議案	頁数
15号	2

守谷市立図書館等処務規則新旧対照表

改 正	現 行								
(グループの設置) 第2条 <u>図書館に図書館グループを置く。</u> 第3条 (略) 第4条 <u>図書館等に、次の表の左欄に掲げる職のうち必要な職を置く。</u> <table><tr><th>職</th><th>職務</th></tr><tr><td>社会教育 主事</td><td>社会教育における専門的 び指導的な助言及</td></tr></table> (館長の意見具申) 第5条 <u>館長は、次の各号に掲げる事項につき、意見を教育長に具申する。</u> (1) <u>図書館等に関する条例及び規則の制定又は改廃に関すること。</u> (2) <u>職員の採用、進退及び賞罰に関すること。</u> (3) <u>予算に関すること。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、重要な事項館長が必要と認める事項</u> (専決事項) 第6条 <u>館長は、次の各号に掲げる事項を専決する。</u>	職	職務	社会教育 主事	社会教育における専門的 び指導的な助言及	第2条 <u>削除</u> 第3条 (略) 第4条 <u>図書館等に、次の表の左欄に掲げる職のうち必要な職を置く。</u> <table><tr><th>職</th><th>職務</th></tr><tr><td>社会教育 主事</td><td>社会教育における専門的、技術的な助言及び指導</td></tr></table> 第5条及び第6条 <u>削除</u>	職	職務	社会教育 主事	社会教育における専門的、技術的な助言及び指導
職	職務								
社会教育 主事	社会教育における専門的 び指導的な助言及								
職	職務								
社会教育 主事	社会教育における専門的、技術的な助言及び指導								

- (1) 図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の選択、収集及び廃棄処理に関すること。
- (2) 図書館施設の供用に関すること。
- (3) 守谷市教育委員会事務局処務規程（平成2年守谷町教育委員会規程第4号）第3条による課長専決事項に関すること。

議案第16号

守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について

守谷市学校給食費取扱要綱（昭和60年守谷町教育委員会規程第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月27日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、各学校の非常勤職員の増加等により、喫食状況の把握が煩雑化していることから、効率を図るよう様式の見直しをするものです。

議案	頁数
16号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市学校給食費取扱要綱（昭和60年守谷町教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年 月 日

守谷市教育長 町田 香

第4条中「月別給食実施人員報告書」を「月別給食実施人員報告書・行事予定報告書」に改める。

第5条第3項中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条第4項中「学校行事報告書（様式第3号）」を「月別給食実施人員報告書・行事報告書（様式第1号）」に改める。

第6条中「様式第7号」を「様式第6号」に改める。

第7条中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第9条中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

議案	頁数
16号	2

継続で食べる人員

学 年	学 組	児 童 生 徒 数	教 職 員 数	給 食 実 施 数	牛 乳 減 免 数	牛 学 年	学 組	児 童 生 徒 数	教 職 員 数	給 食 実 施 数	牛 乳 減 免 数
1	1					4					
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	小計					小計					
2	1					5					
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	小計					小計					
3	1					6					
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	小計					小計					
その他の連絡事項											
児童生徒数合計											
教職員数合計											
職員室教職員数											
給食実施総数											
牛乳減免者数											

※ 前月の5日までに報告してください。

※ 報告内容に変更がある場合は、その都度電話連絡の上、変更内容を明記した変更後の月別給食実施人員報告書を提出してください。転出入等による異動がある場合は、給食受給者異動報告書（様式第2号）も提出してください。

欠食行事予定報告

[illegible]

祝日、夏季休業等による給食センターでの給食未実施日等は●を入カ合計欄が空白になります。学校単独の振替は記載しないでください。

様式第 3 号を削り，様式第 7 号を様式第 6 号とし，様式 4 号から様式第 6 号
までを 1 号ずつ繰り下げる。

附 則

この告示は，令和 2 年 月 日から施行する。

議 案	頁 数
16号	4

守谷市学校給食費取扱要綱新旧対照表

改 正	現 行
(給食受給人員の報告) 第4条 小・中学校長は、毎月初日における給食を受給する児童、生徒及び教職員の数について、<u>月別給食実施人員報告書・行事予定報告書</u>（様式第1号）を作成し、当該月の前月25日までに教育長に報告するものとする。 2 (略) (給食費の減額) 第5条 小・中学校長は、長期にわたる欠席により給食の配給を辞退したときは、前条第2項により報告し、次により給食費を減額することができる。 (1) から (3) まで (略) 2 (略) 3 小・中学校長は、前項の規定により給食費を減額するときは、給食費（牛乳代）減額者届（様式第5号）を速やかに教育長に提出するものとする。 4 小・中学校長は、学校行事のため給食の配給を辞退するときは、<u>月別給食実施人員報告書・行事予定報告書</u>（様式第1号）を教育長に提出する。ただし、この場合は、給食費減額の対象とならない。 (学校給食費納入確約書)	(給食受給人員の報告) 第4条 小・中学校長は、毎月初日における給食を受給する児童、生徒及び教職員の数について、<u>月別給食実施人員報告書</u>（様式第1号）を作成し、当該月の前月25日までに教育長に報告するものとする。 2 (略) (給食費の減額) 第5条 小・中学校長は、長期にわたる欠席により給食の配給を辞退したときは、前条第2項により報告し、次により給食費を減額することができる。 (1) から (3) まで (略) 2 (略) 3 小・中学校長は、前項の規定により給食費を減額するときは、給食費（牛乳代）減額者届（様式第6号）を速やかに教育長に提出するものとする。 4 小・中学校長は、学校行事のため給食の配給を辞退するときは、<u>学校行事報告書</u>（様式第3号） <u>を教育長に提出する。ただし、この場合は、給食費減額の対象とならない。</u> (学校給食費納入確約書)

第6条 教育長は、次に掲げる場合には、児童、生徒の保護者に対して学校給食費納入確約書（様式第6号。以下「納入確約書」という。）の提出を求めるものとする。

(1) から (3) まで (略)

2 から 4 まで (略)

(給食費の調定等)

第7条 教育長は、第4条第1項及び第2項の報告に基づき調定決議書・通知書（様式第3号）を作成し、会計管理者に送付しなければならない。

(給食費の納入)

第9条 小・中学校長は、前条により徴収した給食費を翌月5日までに会計管理者に納入するとともに給食代金納入明細書（様式第4号）を教育長に送付するものとする。

様式第1号（第4条関係）

(別記1参照)

(削除)

様式第3号（第7条関係）

(別記3参照)

様式第4号（第9条関係）

(別記5参照)

様式第5号（第5条関係）

第6条 教育長は、次に掲げる場合には、児童、生徒の保護者に対して学校給食費納入確約書（様式第7号。以下「納入確約書」という。）の提出を求めるものとする。

(1) から (3) まで (略)。

2 から 4 まで (略)

(給食費の調定等)

第7条 教育長は、第4条第1項及び第2項の報告に基づき調定決議書・通知書（様式第4号）を作成し、会計管理者に送付しなければならない。

(給食費の納入)

第9条 小・中学校長は、前条により徴収した給食費を翌月5日までに会計管理者に納入するとともに給食代金納入明細書（様式第5号）を教育長に送付するものとする。

様式第1号（第4条関係）

(別記2参照)

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第7条関係）

(別記4参照)

様式第5号（第9条関係）

(別記6参照)

様式第6号（第5条関係）

(別記 7 参照) <u>様式第 6 号</u> (第 6 条関係) (別記 9 参照)	(別記 8 参照) <u>様式第 7 号</u> (第 6 条関係) (別記 1 0 参照)
--	--

議案	頁数
16号	7

不定期で食べる人員

欠食行事予定報告

[illegible][illegible]

※前月の5日までに報告してください。

※ 前月の5日までに報告してください。

※ 報告内容に変更がある場合は、その都度電話連絡の上、変更内容を明記した変更後の月別給食実施人員報告書を提出してください。振込入等による異動がある場合は、給食受給者異動報告書（様式第2号）も提出してください。

※ 振込入等による給食センターでの給食未実施日等は●を記入かつ欄が空白になります。学校里地の振休は記載しないでください。

様式第1号（第4条関係）

月別給食実施人員報告書（ 月分）

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

学校長

学年	組	児 童 生徒数	教職 員数	給 食 実施数	学年	組	児 童 生徒数	教職 員数	給 食 実施数
1	1				4	1			
	2					2			
	3					3			
	4					4			
	5					5			
	6					6			
	7					7			
	8					8			
小 計					小 計				
2	1				5	1			
	2					2			
	3					3			
	4					4			
	5					5			
	6					6			
	7					7			
	8					8			
小 計					小 計				
3	1				6	1			
	2					2			
	3					3			
	4					4			
	5					5			
	6					6			
	7					7			
	8					8			
小 計					小 計				
備 考：				児童生徒数合計					
				教職員数合計					
				職員室教職員数					
				給食実施総数					
				牛乳減免者数					

※ 前月の25日までに報告してください。

※ 報告内容に変更がある場合は、その都度電話連絡の上、変更内容を明記した変更後の月別給食実施人員報告書を提出してください。転出入等による異動がある場合は、給食受給者異動報告書（様式第2号）も提出してください。

様式第3号(第7条関係)

調定決議書・通知書

下記のとおり調定する。

発行 .	決	教育長			会	会 計 管理者		
	裁				計 課			
年度歳入		款	項	目	節			
一 般 会 計		諸 収 入	雑 入	雑 入	学 校 給 食 費 納 付 金			

年 月分給食費

調定額 一金

累計額 一金

内訳

学 校 名	当 月 分 金 額 (円)	累 計 金 額 (円)	摘 要

様式第4号(第7条関係)

調定決議書・通知書

下記のとおり調定する。

発行 .	決	教育長			会	会 計 管理者		
	裁				計 課			
年度歳入		款	項	目	節			
一 般 会 計		諸 収 入	雑 入	雑 入	学校給食費 納 付 金			

年 月分給食費

調定額 一金

累計額 一金

内訳

学 校 名	当 月 分 金 額 (円)	累 計 金 額 (円)	摘 要

様式第4号(第9条関係)

給食代金納入明細書 (月分)

別記 5 (番号改正)

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

学校

校長

項目	給食 実施 人員	給 食 費						当月分納入		当月分滞納			現年度滞納分納入				
		月 額 者		日 額 者		牛乳減額者		合 計	人 員	金 額	学 年	氏 名	学 年	氏 名	月 分	金 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額										人 員
学年																	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
教職員																	
合 計																	
備 考																	

納 入 年 月 日

担当者

※ 翌月の5日までに提出してください。

※ 単位：人，円

様式第5号 (第9条関係)

給食代金納入明細書 (月分)

守谷市教育委員会教育長宛て

年 月 日

学校

校長

項目	給食 実施 人員	給 食 費						当月分納入		当月分滞納			現年度滞納分納入				
		月 額 者		日 額 者		牛乳減額者		合 計	人 員	金 額	学 年	氏 名	学 年	氏 名	月 分	金 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額										人 員
学年																	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
教職員																	
合 計																	
備 考																	
納入 年 月 日 担当者																	

※ 翌月の5日までに提出してください。

※ 単位：人，円

様式第5号(第5条関係)

給食費(牛乳代)減額者届

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

学校長

学 年	組	氏 名	理 由	減 額 す る 期 間	備 考

様式第6号(第5条関係)

給食費(牛乳代)減額者届

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

学校長

学 年	組	氏 名	理 由	減 額 す る 期 間	備 考

様式第 6 号 (第 6 条関係)

守谷市学校給食費納入確約書

守谷市教育委員会教育長 宛て
(在籍学校長扱)

- 1 私は、守谷市立（小・中）学校における食育の一環として実施されている学校給食の提供を受け、給食費の納入について次のとおり確約します。
- (1) 給食費については、各学校が定める口座振替日の前日までに必ず所定の口座（学校の指定した金融機関に各保護者が開設した口座）に入金します。
- (2) 期限までに所定の口座に入金できない場合には、事前に学校と相談し対応します。
- (3) 学校給食費が滞り、市から支払いの督促があった場合には、児童手当から学校給食費を支払います。

年 月 日

児童・生徒	[学校名, 学年]	学校	新	年
	[氏名]			
保護者	[住所]			
	[氏名]			印
	[電話番号]			

- 2 学校給食を希望しないので、弁当を持参します。

理由

年 月 日

児童・生徒	[学校名, 学年]	学校	新	年
	[氏名]			
保護者	[住所]			
	[氏名]			印
	[電話番号]			

この確約書は、提出の日から在学期間有効となります。

様式第 7 号 (第 6 条関係)

守谷市学校給食費納入確約書

守谷市教育委員会教育長 宛て
(在籍学校長扱)

- 1 私は、守谷市立（小・中）学校における食育の一環として実施されている学校給食の提供を受け、給食費の納入について次のとおり確約します。
- (1) 給食費については、各学校が定める口座振替日の前日までに必ず所定の口座（学校の指定した金融機関に各保護者が開設した口座）に入金します。
- (2) 期限までに所定の口座に入金できない場合には、事前に学校と相談し対応します。
- (3) 学校給食費が滞り、市から支払いの督促があった場合には、児童手当から学校給食費を支払います。

年 月 日

児童・生徒	[学校名, 学年]	学校	新	年
	[氏名]			
保護者	[住所]			
	[氏名]			印
	[電話番号]			

- 2 学校給食を希望しないので、弁当を持参します。

理由

年 月 日

児童・生徒	[学校名, 学年]	学校	新	年
	[氏名]			
保護者	[住所]			
	[氏名]			印
	[電話番号]			

この確約書は、提出の日から在学期間有効となります

報告第 1 号

令和 2 年守谷市議会 3 月定例会月議会について（教育委員会所管分）

1 守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議 決 日 令和 2 年 3 月 2 3 日

議決結果 原案 可決

2 守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議 決 日 令和 2 年 3 月 2 3 日

議決結果 原案 可決

3 令和元年度守谷市一般会計補正予算（第 6 号）について（教育委員会所管分）

議 決 日 令和 2 年 3 月 2 3 日

議決結果 原案 可決

4 令和 2 年度守谷市一般会計予算について（教育委員会所管分）

議 決 日 令和 2 年 3 月 2 3 日

議決結果 原案 可決

令和 2 年 3 月 2 7 日 報 告
守谷市教育委員会
教育長 町 田 香

報 告	頁 数
1 号	1

令和 2 年度

予 算 説 明 書

(教育委員会所管分)

〔教育委員会 学校教育課 所管〕

10010201 学校教育総務事務

予算書P. 182

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,705	13,243	1,462	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	14	14	0	学校基本調査
地方債	0	0	0	
その他	120	0	120	パラリンピックチケット保護者負担金
一般財源	14,571	13,229	1,342	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育法第5条により、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、その学校の経費を負担することとされているため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

児童生徒が等しく教育を受けるための基礎的情報管理を行うとともに、学校経営、学校運営及び教職員の健康保持増進について支援し、安定した教育の振興を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

学校運営のための諸経費、一般事務補助員経費、学籍管理システム経費、学校行事や社会科見学に伴う経費を支出する。また、弁護士に学校法律相談業務を委託し、学校で起きる諸問題に対し教職員が適切に対応できるよう支援する。



社会科見学の様子

10020101 小学校管理事務

予算書P. 196

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	191,856	154,552	37,304	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,863	1,889	△ 26	日本スポーツ振興センター保護者負担金 (小学校)
一般財源	189,993	152,663	37,330	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育法第5条により、学校の設置者はその設置する学校を管理し、その学校の経費を負担することとされており、小学校を運営していく上で必要な経費を支出するもの。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校において、全ての児童が安全で快適に学習できる教育環境の維持を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

非常勤職員（学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校介護補助員、学校用務員、学校給食配膳員）の報酬等、各種消耗品、光熱水費、通信運搬費、土地賃借料、災害共済掛金等の支出をする。



学校歯科医による歯科検診の様子

10020102 小学校施設維持管理事業

予算書P. 198

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	50,368	66,728	△ 16,360	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	17	0	17	小学校施設行政財産使用料
一般財源	50,351	66,728	△ 16,377	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育法による小学校の設置時から施設を維持管理するため実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校施設及び設備を適切に維持管理することにより、児童（職員）の安全を確保し、良好な教育環境を保持する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

小学校施設の清掃、警備、消防設備及び電気設備（自動ドア・昇降機等）の保守点検、樹木管理、空調設備の設置、定期調査等を行う。

10020103 小学校管理備品購入事業

予算書P. 199

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,981	10,942	1,039	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	10,942	△ 10,942	
一般財源	11,981	0	11,981	

【背景(なぜ始めたのか)】

児童の教育環境を整備することを目的とし、小学校設置時から机・椅子等の学校運営に必要な管理備品を購入する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校の各種備品を整備し、教育環境の整備、充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童及び教職員が使用する机・椅子、管理上必要な備品、運動用具等の学校備品整備を行う。

10020201 小学校教育振興事業

予算書P. 200
(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	36,655	19,591	17,064	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	404	0	404	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	36,251	19,591	16,660	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、義務教育の充実を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

児童の確かな学力を育成するとともに、豊かな心や健康と体力を育む教育を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

採択替えに伴う教師用教科書及び指導書の購入並びに副読本の購入経費、学校外プール授業に係る経費、小学校スポーツテスト採点に係る経費等の支出をする。また、令和2年度から英語検定料を補助する制度を導入し、英語力の向上と保護者の経済的負担の軽減を図る。

＊学校外プール利用状況

市内6小学校において、市内の民間施設等を借用



常総運動公園での水泳授業

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	31,562	19,582	11,980	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,883	18,668	△ 15,785	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	28,679	914	27,765	

【背景(なぜ始めたのか)】

公立義務教育諸学校の学校図書館の図書購入に要する経費の地方財源措置の通知（H14年4月文部科学省）により、備品購入事務から独立して実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校で必要な教育教材を整備することにより、児童への教育効果を高める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各教科で必要とする教材（教科書採択替に伴う準拠教材含む）の整備、老朽化に伴う教材備品の入替え及び児童用の図書を整備する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,076	17,949	127	
国庫支出金	1,372	1,369	3	要保護及び特別支援教育就学奨励費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	16,704	16,580	124	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、経済的な理由で就学困難と認められる児童の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の援助を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- 1 要・準要保護児童就学援助費 経済的な理由で就学困難と認められる児童の保護者に対して、就学のために必要な費用の一部を援助することで、児童の就学機会を確保する。
- 2 特別支援教育就学奨励費 特別支援学級就学のために必要な経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

要保護に該当する児童の保護者に対しては、生活保護費では該当にならない修学旅行費及び学校病（感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）の治療に対する医療費の支給を行い、準要保護に該当する児童の保護者に対しては、学用品費、通学用品費、入学準備金、新入学児童学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、学校病治療のための医療費の支給を行う。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する児童の保護者で、就学奨励費の支給を希望し、かつ所得が基準値内（収入額が需要額の2.5倍未満）に該当する世帯に対して、学用品・通学用品購入費、新入学児童学用品・通学用品購入費、校外活動等参加費、修学旅行費、学校給食費の奨励費支給を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	167,656	143,249	24,407	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	30,000	△ 30,000	
一般財源	167,656	113,249	54,407	

【背景(なぜ始めたのか)】

高度情報化社会の進展に対応し、パソコン機器等に慣れ親しむことを基本としながら、児童の学習意欲を高め、思考を深め表現力を上げるとともに、情報手段を主体的に選択し活用するための能力を育成することを目的として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

I C Tを利用した学習環境を整備し、児童の学習意欲や思考力、表現力の向上を図る。また、パソコン機器等に慣れ親しむことを基本とし、技能を身に付けさせる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

校務用パソコン、教育用タブレットパソコン、電子黒板、インターネット接続環境等の維持を図る。また、令和2年度は学習記録等教育情報のセキュリティ強化を図るため、校内サーバーのクラウド化を整備する。



電子黒板を活用した授業

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	384,882	32,261	352,621	
国庫支出金	73,208	0	73,208	公立学校施設整備費負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	277,000	0	277,000	黒内小学校校舎増築事業
その他	34,674	0	34,674	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	32,261	△ 32,261	

【背景(なぜ始めたのか)】

松並青葉地区への転入者増加に伴い、児童が著しく増加しており、人口推計の結果、令和4年度から普通教室数の不足が予想されるため校舎の増築工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育環境の整備を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

普通教室等の増築工事を令和2年度、3年度に実施する。

＊増築建物等の概要

- ・住 所 守谷市百合ヶ丘二丁目2349番地
- ・構 造 鉄筋コンクリート3階建
- ・教室数 16教室（普通教室15，音楽室1，給食配膳室）
- ・床面積 2,477㎡（職員室の増築分含む）
- ・工 期 令和2年9月～令和4年3月末（予定）



黒内小学校

10020305 郷州小学校校舎改修事業

予算書P. 202

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	423,363	33,456	389,907	
国庫支出金	50,525	0	50,525	学校施設環境改善交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	278,000	0	278,000	郷州小学校校舎改修事業
その他	20,147	0	20,147	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	74,691	33,456	41,235	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和58年建築の校舎で経年劣化が著しく進んでいることから、守谷市公共施設等総合管理計画及び守谷市学校施設長寿命化計画に基づき、施設全体の改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した校舎の長寿命化と教育環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

校舎の大規模改修工事を令和2年度、3年度に実施する。

＊建物の概要等

- ・住 所 守谷市みずき野五丁目4番地
- ・構 造 鉄筋コンクリート3階建
- ・床面積 5,441㎡
- ・工事の内容 屋根，外壁，内装及びエレベーター棟増築等
- ・工 期 令和2年7月～令和3年12月末（予定）



郷州小学校

10020307 守谷小学校改修事業

予算書P. 202

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,551	27,643	△ 15,092	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	12,551	27,643	△ 15,092	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成24年建築の校舎で木部（外壁及び内部床）塗装の劣化が著しいため、学校施設長寿命化の一環として改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

校舎の長寿命化と教育環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

校舎の塗装改修工事（校舎2階部分）を令和2年度に実施する。



守谷小学校

10030101 中学校管理事務

予算書P. 203

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	61,935	57,140	4,795	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	816	832	△ 16	日本スポーツ振興センター保護者負担金（中学校）
一般財源	61,119	56,308	4,811	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育法第5条により、学校の設置者はその設置する学校を管理し、その学校の経費を負担することとされており、中学校を運営していく上で必要な経費を支出するもの。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校において、全ての生徒が安全で快適に学習できる教育環境の維持を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

非常勤職員（学校医，学校歯科医，学校薬剤師，学校介護補助員，学校用務員，学校給食配膳員）の報酬等，各種消耗品，光熱水費，通信運搬費，土地賃借料，災害共済掛金等の支出をする。

10030103 中学校施設維持管理事業

予算書P. 205

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	39,027	46,241	△ 7,214	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	19	0	19	中学校施設行政財産使用料
一般財源	39,008	46,241	△ 7,233	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育法による中学校の設置時から施設を維持管理するため実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校施設及び設備を適切に維持管理することにより、生徒（職員）の安全を確保し、良好な教育環境を保持する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

中学校施設の清掃，警備，消防設備及び電気設備（自動ドア・昇降機等）の保守点検，樹木管理，運動設備の改修，定期調査等を行う。

10030104 中学校管理備品購入事業

予算書P. 206

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,095	6,478	617	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	6,478	△ 6,478	
一般財源	7,095	0	7,095	

【背景(なぜ始めたのか)】

生徒の教育環境を整備することを目的とし，中学校設置時から机・椅子等の学校運営に必要な管理備品を購入する事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校の各種備品を整備し，教育環境の整備，充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生徒及び教職員が使用する机・椅子，管理上必要な備品，運動用具等の学校備品整備を行う。

10030201 中学校教育振興事業

予算書P. 207

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	23,043	21,043	2,000	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	4,373	1,424	2,949	運動部活動指導員配置事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	2,933	0	2,933	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	15,737	19,619	△ 3,882	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき，義務教育の充実を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生徒の確かな学力を育成するとともに，豊かな心や健康と体力を育む教育を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

教師用教科書及び指導書の購入並びに副読本の購入経費，中学校スポーツテスト採点に係る経費の支出及び平和教育の一環として広島を訪れる修学旅行の費用を一部負担する。さらに，令和2年度から英語検定料を補助する制度を導入し，英語力の向上と保護者の経済的負担の軽減を図る。



修学旅行の様子(広島・原爆ドーム)

10030202 中学校図書・教材等購入事務

予算書P. 208

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,445	8,705	△ 260	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	8,705	△ 8,705	
一般財源	8,445	0	8,445	

【背景(なぜ始めたのか)】

公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の購入に要する経費の地方財源措置の通知（H14年4月文部科学省）により、備品購入事業から独立して実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校で必要な教育教材を整備することにより、生徒への教育効果を高める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各教科で必要とする教材の整備、老朽化に伴う教材備品の入替え及び、生徒用の図書を整備する。



教員の教材研修の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,990	19,751	△ 1,761	
国庫支出金	902	1,017	△ 115	要保護及び特別支援教育就学奨励費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	17,088	18,734	△ 1,646	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、経済的な理由で就学困難と認められる生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の援助を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- 1 要・準要保護児童就学援助費 経済的な理由で就学困難と認められる生徒の保護者に対して、就学のために必要な費用の一部を援助することで、生徒の就学機会を確保する。
- 2 特別支援教育就学奨励費 特別支援学級就学のために必要な経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

要保護に該当する生徒の保護者に対しては、生活保護費では該当にならない修学旅行費及び学校病（感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）の治療に対する医療費の支給を行い、準要保護に該当する生徒の保護者に対しては、学用品費、通学用品費、入学準備金、新入学生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、学校病治療のための医療費の支給を行う。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する生徒の保護者で、就学奨励費の支給を希望し、かつ所得が基準値内（収入額が需用額の2.5倍未満）に該当する世帯に対して、学用品・通学用品購入費、新入学生徒学用品・通学用品購入費、校外活動等参加費、修学旅行費、学校給食費の奨励費支給を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	75,237	69,045	6,192	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	14,934	△ 14,934	
一般財源	75,237	54,111	21,126	

【背景(なぜ始めたのか)】

高度情報化社会の進展に対応し、パソコン機器等に慣れ親しむことを基本としながら、生徒の学習意欲を高め、思考を深め表現力を広げるとともに、情報手段を主体的に選択し活用するための能力を育成することを目的として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

I C Tを利用した学習環境を整備し、生徒の学習意欲や思考力、表現力の向上を図る。また、ネット社会にあふれる情報を主体的に選択し、活用するための能力を育成する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

校務用パソコン，教育用タブレットパソコン，電子黒板，インターネット接続環境等の維持を図る。また，令和2年度は学習記録等教育情報のセキュリティ強化を図るため，校内サーバーのクラウド化を整備する。

10030205 中学校体育大会事業

予算書P. 209
(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,318	17,966	1,352	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	600	0	600	茨城県中学校体育連盟補助金
一般財源	18,718	17,966	752	

【背景(なぜ始めたのか)】

中学校体育連盟主催の大会事業及び関東，全国規模の各種大会への参加に必要な経費の一部を支出することで保護者の負担軽減による部活動の活発化を図る。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校における体育・スポーツの健全なる普及及び発達に資するとともに，学校間のスポーツ交流を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内中学校体育大会の開催経費，県中学校体育連盟大会，関東及び全国大会への参加経費を補助する。



守谷市新人体育大会の様子

10030309 守谷中学校校舎増築事業

予算書P. 209
(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	33,780	0	33,780	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	33,780	0	33,780	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

松並青葉地区への転入者増加に伴い，生徒数が著しく増加しており，令和5年度から普通教室数の不足が予測されるため校舎の増築を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育環境の整備を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

普通教室等の増築工事の実施設計を令和2年度に行い、令和3年度から工事を実施する。



守谷中学校

〔教育委員会 生涯学習課 所管〕

03020111 児童クラブ運営事業

予算書P. 114

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	207,099	181,420	25,679	
国庫支出金	30,173	30,612	△ 439	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)
県支出金	30,173	30,612	△ 439	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)
地方債	0	0	0	
その他	42,826	55,211	△ 12,385	児童クラブ入所負担金
一般財源	103,927	64,985	38,942	

【背景(なぜ始めたのか)】

共働き家庭が増加する中、就労支援対策として、平成4年9月仲町（現守谷小学校）児童クラブの開設をスタートに、平成5年に北守谷（現御所ヶ丘小学校）児童クラブ、平成7年に南守谷（現松ヶ丘小学校）児童クラブを開設し、平成8年度から平成12年度までの間に全小学校に児童クラブを開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

放課後帰宅しても、就労などにより保護者が日中家庭にいない小学生を対象に、児童の安心安全な居場所を確保し、保護者の就労を支援するとともに、児童の健全育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

平日の授業終了後から午後7時まで、また、土曜日、長期休業期間（春休み、夏休み、冬休み）及び学校振替休業日は午前7時30分から、小学校ごとに整備した専用室において運営している。

運営業務を民間事業者に委託し、放課後子ども教室と一体型の運営を行い、専用室内での活動に加えて、小学校の校庭・体育館・特別教室等を活用し、様々な体験活動ができる場を提供する。

令和2年度は、大野小学校、松ヶ丘小学校、黒内小学校が各1クラブ増、高野小学校が1クラブ減となり、合計28クラブを運営する。

〔運営業務委託〕 株式会社アンフィニ

〔今期委託期間〕 令和2年4月1日～令和7年3月31日 5年間



クラブ室内の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	157,589	0	157,589	
国庫支出金	80,000	0	80,000	子ども・子育て支援整備交付金
県支出金	20,000	0	20,000	子ども・子育て支援整備交付金
地方債	40,000	0	40,000	黒内小学校児童クラブ建設事業債
その他	17,589	0	17,589	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

黒内小学校児童クラブは、平成9年度に小学校の余裕教室を活用して開設後、平成24年度に学校敷地内に専用室（1棟2クラブ）を開設、更に、平成29年度には、中央公民館敷地内に専用室（1棟2クラブ）を増設したが、在校児童の増加に伴い利用者も増加傾向にあり、待機児童の発生が危惧される。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

待機児童が発生しないよう、児童の安心安全な居場所を確保するとともに、保護者の就労継続を支援するため児童クラブを建設する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

今後も利用者が増加し、現状の4クラブでは不足することが見込まれるため、中央公民館敷地内の既存クラブ西側に、令和2年度内に新たに1棟4クラブを建設し、令和3年度に開設する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,500	4,500	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,500	4,500	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

地域活性化を目的に、県事業の「国際芸術文化交流拠点整備構想（アーカス構想）」を誘致し、平成6年度の試行を経て、平成7年度から「アーカス構想パイロット事業」、平成12年度から現在の「アーカスプロジェクト」がスタートした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

県主催のアーカスプロジェクトに参画することにより、市民に芸術文化活動の体験機会を提供するとともに、地域の文化活動の推進と市のイメージアップを図る。

アーティストとの交流機会を提供することで、子どもたちの豊かな心と感性を育てる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市は負担金を支出し、もりや学びの里の施設を提供して、県、市、関係機関からなる実行委員会(事務局: 県)によるアーカスプロジェクトの運営により、アーティストの招へい及び制作支援、活動発表会(レジデンスプログラム)や、一般向け、子ども向けアートイベント(地域プログラム)を開催する。

また、市内イベント活動等の運営や事業広報活動を支援する。



アートイベント(ヒビノホスピタル)



招へいアーティストの活動発表会

10040110 タベのコンサート事業

予算書P. 211

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,528	1,395	133	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,528	1,395	133	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成8年度に、庁舎を活用したイベントの開催について、市役所内でアイデアを募集し、中庭やロビーを活用したコンサートの開催が提案、採用された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民に身近な場所で気軽に生の音楽に触れる機会を提供する。また、市役所庁舎で開催することにより、行政を身近に感じてもらう。

音楽サークル等に演奏の場を提供するとともに、プロと同じステージに立つことで、音楽活動への意欲向上と活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

8月の土曜日の夜(午後6時から2時間程度)に、合計3回コンサートを開催する。舞台の設営や音響・照明は業者に委託し、当日の受付や舞台配置などの運営は出演サークル主体の実行委員会が行う。



ステージ発表の様子(左:高校生バンド 右:コーラスサークル)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	15,310	23,395	△ 8,085	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	739	738	1	もりや学びの里使用料(一時使用分)
一般財源	14,571	22,657	△ 8,086	

【背景(なぜ始めたのか)】

旧大井沢小学校の廃校に伴い、学校施設を新たに生涯学習施設として利用するため、平成8年度に「もりや学びの里」を開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

世代を超えて利用できるコミュニティ施設として、市民が生涯学習や趣味活動ができる場を提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

廃校施設を市民の生涯学習施設としてサークル活動、研修等に活用するため、設備、機械等の管理及び保守点検や計画的な修繕等を実施する。

〔主要施設〕体育館/和室/講座研修室/音楽室/調理室/創作工芸室/バーベキュー施設

〔主な施設管理業務〕建物清掃/自家用電気設備保安管理/自動ドア保守点検/体育器具点検/消防設備点検/植栽管理/施設管理業務等



もりや学びの里バーベキュー施設

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,681	1,821	860	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,681	1,821	860	

【背景(なぜ始めたのか)】

スポーツ・文化に親しみ、県代表として全国大会等に出場する市民を奨励し、出場に係る経費の負担軽減を図るため、平成14年度に奨励金交付制度を設けた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

スポーツ及び文化の振興を図り、市民の健康づくりと文化意識の高揚に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

「守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱」に基づき、スポーツ又は文化で全国大会出場の功績をあげた個人又は団体に対して記念品と奨励金を交付し、栄誉を讃える。
[交付対象]要綱で規定する全国大会、アジア選手権大会、世界選手権大会、オリンピック・パラリンピック等
文部科学省等が主催又は後援する全国規模以上のコンクール、国際コンクール等



スポーツ奨励金授与式にて
ハンドボールスポーツ少年団守谷クラブ



スポーツ奨励金授与式にて
トランポリン 高木裕美選手

10040122 成人式事業 予算書P. 214
(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,104	3,050	54	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,104	3,050	54	

【背景(なぜ始めたのか)】

新成人を祝い、励ますとともに、大人の社会に仲間入りすることを自覚し、郷土への関心を深める機会とするため、毎年開催している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

新成人者を対象に、人生の節目を記念して成人式を実施し、次代の担い手として今後の活躍を願い祝福する。
祝福を受けることで、成人としての自覚を持ってもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

新成人者による運営協力委員会を組織し、式典の運営や準備を行政と協働で進める。
会場設営を委託し、守谷駅から会場（常総運動公園総合体育館）まで送迎バス（往復2便）を運行する。
[開催日等] 令和3年1月10日（日）（予定）
[対象者] 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方
※参考：令和2年成人式典 対象者数690人、内出席者数583人
[内容] 第1部：成人式典、第2部：運営協力員主催イベント（予定）



はたちの主張



新成人による運営協力員

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	63,002	51,471	11,531	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	15,809	17,625	△ 1,816	放課後子供教室推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	8,959	5,143	3,816	放課後子ども教室事業保護者負担金
一般財源	38,234	28,703	9,531	

【背景(なぜ始めたのか)】

子ども達に関わる重大事件の発生など、青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力の低下等の課題に対応し、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、地域の方々の協力を得て、平成19年度から学校等を活用するなど計画的に子ども達が安心して活動できる居場所を提供している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子ども達の安心安全な活動拠点（居場所）を設け、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子ども達の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域コミュニティの充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

放課後子ども総合プランとして、小学校の校庭・体育館・特別教室等を活用して、遊び、スポーツ・文化等の活動が体験できる場を提供する。

運營業務を民間事業者へ委託し、児童クラブと一体型の運営を行い、プランマネージャーを中心に、地域ボランティアを活用して、放課後児童支援員と連携した活動を行う。

令和2年度から、利用児童の増加に対応するため、学校との調整により、大井沢小学校、大野小学校、黒内小学校の活動室（特別教室、オープンスペース等）が増室となり、計15室で運営する。

委託事業の業務内容や運営体制をチェック・評価し、質の向上を図るため、第三者評価の実施に向けて、アドバイザー3名を依頼し、評価機関及び評価内容等の検討を行う。

〔運營業務委託〕株式会社アンフィニ

〔今期委託期間〕令和2年4月1日～令和7年3月31日 5年間



将棋体験教室



おもしろ理科実験教室

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,313	898	10,415	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	11,313	898	10,415	

【背景(なぜ始めたのか)】

文化財保護法第190条に基づき、昭和52年に守谷市文化財保護条例を制定し、先人からの優れた遺産である文化財を適切に保護・活用し、未来に伝えていくこととした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内に存する有形無形の文化財を保護し、未来に伝えていくとともに、文化財愛護や郷土理解の心を育てる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・文化財保護審議会の答申に基づき、市内の文化財（未指定含む）に関する調査・評価を行い、特に価値の高いものについては指定（市、県）や記録保存等の措置を取る。
- ・指定史跡や天然記念物の維持管理を行う。
- ・埋蔵文化財の所在が見込まれる土地で土木工事等が行われる場合には、事前に試掘調査を行う。
- ・市指定文化財である「守谷城址」内の土地所有者からの申出により、土地を買い取る。（面積：約500㎡）



文化財保護週間「守谷歴史さんぽ」



守谷城址の空堀

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	126,188	119,859	6,329	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	557	547	10	公民館貸付料
一般財源	125,631	119,312	6,319	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民のコミュニケーション及び生涯学習の場を提供するため、昭和56年に中央公民館、平成4年に郷州公民館、平成8年に高野公民館、平成11年に北守谷公民館を開館した。

平成24年度からは指定管理者制度を導入し、民間事業者が有するノウハウを活用した施設の管理運営を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対し、幅広い年齢層に学習機会の提供を行い、利用者が安全で快適に学習活動や趣味活動等ができる場所を提供する。

指定管理者による管理運営により、市民ニーズに効果的、効率的に対応し、民間能力の活用とサービス向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

指定管理者による施設の管理運営を行うとともに、適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなどを確認する月次報告に加え、現地調査、管理運営状況の評価等を行うモニタリングを実施し、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行う。

令和2年度は郷州公民館の長寿命化に向けて劣化度調査を行い、施設・設備等改修箇所の優先順位を把握する。

[指定管理者] アクティオ株式会社・守谷市シルバー人材センター共同事業体

[今期指定期間] 令和2年4月1日～令和7年3月31日 5年間



中央公民館



郷州公民館



高野公民館



北守谷公民館

10050104 市体育協会補助事業

予算書P. 227

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,600	1,600	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,600	1,600	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民がスポーツに親しむことができ、技術の向上、健康増進と地域の親睦・融和を図るための組織として、昭和43年に設立された「守谷市体育協会」に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の健康増進と体力向上のため、各種運動競技の普及発展と競技力向上を目的に活動する体育協会の自主的な事業を支援し、市民交流とスポーツ活動の推進を図る。

また、市が主催するスポーツ大会やイベントへの協力など体制強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

補助金を交付し、各種スポーツ大会、技術講習会等の体育協会の活動を助成し、市民がスポーツ活動に参加することにより体力の向上及び健康増進を図るとともに、体育協会及び加盟団体の組織強化を支援する。

〔部会数〕 18部会（令和2年1月現在）



市民チャリティーゴルフ大会



ジュニアゴルフ教室

10050105 市スポーツ少年団補助事業

予算書P. 227

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,948	2,303	645	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,948	2,303	645	

【背景(なぜ始めたのか)】

青少年の健全育成と少年期におけるスポーツの楽しさを教えるため、昭和57年に設立された「守谷市スポーツ少年団本部」に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各種競技の普及・発展、競技力向上と各少年団間の交流を目的に活動するスポーツ少年団本部の自主的な事業を支援し、青少年健全育成と児童の体力向上に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

補助金を交付し、スポーツ少年団が部会単位で開催する、各種スポーツ大会、技術講習会等の運営費を助成する。また、守谷市の代表として出場する全国大会等遠征費を助成する。

守谷市スポーツ少年団の交流会を実施することで、各单位団の交流を深め、親睦を図るとともに、子ども達の体力、精神面の健全な発達と集団の中での協調性を養う。

〔スポーツ少年団数〕 25単位団（令和2年1月現在）



守谷市スポーツ少年団交流会



県南取手ブロック交流会
ヘルシーボール大会

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,000	3,000	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,000	3,000	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

マラソンを通じて市民相互の交流と、市の知名度向上を図るため、昭和59年から実施している大会に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷ハーフマラソン」への参加により、幅広い年齢層の人々に健康増進をもたらすとともに、全国からの参加者に守谷市の素晴らしさをPRする。

また、大会運営に多くのボランティアが参加しており、市民相互の交流を深める機会になっている。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

大会は守谷市体育協会が主催し、市からの補助金の他、参加費及び企業協賛等により実施している。毎年2月上旬に開催しており、ハーフマラソン・5km・3km・2kmの男女年代別の種目を設定し健脚を競い合う。

ハーフマラソンは、日本陸上競技連盟公認コースで茨城陸上競技協会の公認大会となっている。

大会運営の係員は約800名で、体育協会会員や市民ボランティア等の協力を得ている。



ハーフマラソンの部スタート



給水所

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,306	1,304	2	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,306	1,304	2	

【背景(なぜ始めたのか)】

日本最高峰の富士登山にチャレンジすることで、青少年の健全育成とスポーツ振興を図るため、市内中学生を対象に昭和61年度から実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学生が日本最高峰である富士山に登山することにより自然の素晴らしさを知り、仲間と協力し合うことの大切さを学ぶ。また、団体行動を通して、社会の一員としての自覚を養う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内在住の中学生と指導者が、15人ほどの班編成により相互協力し、1泊2日で富士山頂を目指す。

〔実施日〕 令和2年7月30日（木）～31日（金）

〔対象者〕 市内在住の中学生90名

〔指導者〕 市体育協会，市スポーツ推進委員，市内中学校教員，市職員等31名



第34回守谷市中学生富士登山
富士山頂での集合写真

10050112 スポーツフェスティバル開催事業

予算書P. 228
(単位 : 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,081	1,011	70	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	32	60	△ 28	スポーツフェスティバル参加料
一般財源	1,049	951	98	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成22年度から平成27年度まで3つの事業（健康福祉まつり・スポーツフェスティバル・老人スポーツ大会）を統合し、「健康スポーツフェスティバル」を開催したが、目的・対象の方向性の相違や、日程調整の困難さ等から、平成28年度からはスポーツを始めるきっかけづくりとなる体験コーナーを中心に単独での開催となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しむきっかけづくりと、継続的なスポーツ・レクリエーション活動の実施により、市民の健康増進と体力向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市民がさまざまなスポーツにふれ、初めての来場者でも気軽に参加でき、楽しむことができるイベントを開催する。

〔開催日等〕 令和2年10月25日（日）常総運動公園（予定）

〔内容〕 小・中学校対校親善リレー，輪投げ，キックターゲット，グラウンドゴルフ体験，健康ウォーキング教室，サイクルトリアル，エクササイズ教室，プール無料開放，ポニー乗馬体験，ボッチャ交流体験，ミニSL乗車体験ほか（予定）



ハンドボールシュート体験



ボッチャ交流体験

〔教育委員会 指導室 所管〕

10010276 任期付職員給与関係経費(市費負担教職員による小学校教科担任制事業)

予算書P. 186

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	88,109	0	88,109	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	88,109	0	88,109	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内小学校5・6年の児童を対象に、市独自に任用した専門性を有する教職員が教科指導を行うことにより、授業の質を向上させ児童の学習意欲を高める。併せて小学校高学年を担当する教職員の働き方改革を進める。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- 1 専門性を有する教職員が指導することにより、各教科等で主体的・対話的で深い学びを実現できる。
- 2 教科担任制を導入することで、学級担任の空き時間を確保でき、教材研究等を深く行うことができる。
- 3 専門性を有する教職員を市で勤務させることで、教員不足という課題を回避できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内小学校に、理科、音楽、図工の専門性を有する教職員(市費負担教職員)を配置する。

1 業務内容: 指導教科の学習指導、市が重点的に取り組む研究及び研修活動

2 任用要件: 担当する教科に関する専門性や指導経験があること。

小学校教員免許または指導強化の中・高等学校教員免許を有すること。

3 任用人数: 理科7(常勤6, 短時間1) 音楽及び図工各4(常勤2, 短時間2) *短時間は週3日勤務



小学校高学年の理科指導(令和2年度から市費負担教科担任が実施)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	48,409	48,201	208	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	48,409	48,201	208	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育充実のために、昭和61年度に指導室が設置され、教職員への指導・研修を行うために、茨城県教育委員会から指導主事の派遣を受けている。

茨城県の機構改変に伴い、平成20年度から学校への訪問指導・調査事務等が市に移管された。

平成29年度から「指導室庶務事務」「指導主事派遣事業」を統合した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県教育委員会から5人の職員（指導主事）の派遣を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育全般に関する専門的指導を行い、教育活動の充実を図る。特に教育内容や授業に対する指導助言、研修会の開催等、教育研究機関との連携を通して、教職員の指導力向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

定期的な学校訪問の実施、教育委員会を中心に行う合同訪問、指導主事が行う計画訪問、各学校が要望する要請訪問等を通して、学校教育に関する助言を行う。

また、授業力向上に向けた授業研究指導、諸帳簿の管理や運用、危険物等の適正な管理についての指導及び県の指導方針や事業に関する伝達を行う。

学校教育改革プランに係る学校への助言・指導を行うとともに、他自治体からの問合せや視察対応を行う。



教職員との研究協議



他自治体からの視察対応

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	86,851	68,561	18,290	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	86,851	68,561	18,290	

【背景(なぜ始めたのか)】

国際化が進展し国際理解の必要性や国際社会で活躍できる人材育成が求められる中、生きた外国語に触れ、充実した外国語教育を推進することを目的に、中学校への外国語指導助手（A L T）の派遣が開始された。本市では平成13年度から他自治体に先駆けて全小中学校に配置している。

平成23年度の学習指導要領改定に伴い、小学校5・6年生で外国語活動が必修化された。本市では、平成23年度に文部科学省教育課程特例校の指定を受け、独自の外国語教育を推進している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「英語で発信し合える児童生徒」の育成を目指し、小中学校の継続性を重視した外国語教育及び国際教育を推進する。小学校では、1年生からA L Tとともに学ぶ「英語活動」の授業を位置付け、英語に係るすべての授業にA L Tが参画する。中学校では、英語で自分の思いや気持ちを伝え合う言語活動の充実のために、A L Tを積極的に活用して、総合的なコミュニケーション能力の育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 外国語教育を推進するため、市内小中学校に19人の外国語指導助手（A L T）を業務委託により配置する。
- ・小学校では、A L Tが1・2年生の英語活動、3・4年生の外国語活動、教科化され授業時数も増加した5・6年生の外国語科の授業を行う。A L Tを7校に1人ずつ、大規模校2校には2人を配置する。
 - ・中学校では、生徒一人一人の言語活動を充実させるため、全校にA L Tを2人ずつ配置する。
 - ・授業以外にも、給食を一緒に食べたり、休み時間等を共に過ごしたりすることで国際教育の充実を図る。
 - ・学校休業日に英語に親しむ機会を提供し、児童生徒の学習意欲の向上を図る。



ALTとあそぼう・話そう



小学校外国語活動

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	67,764	59,553	8,211	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	67,764	59,553	8,211	

【背景(なぜ始めたのか)】

学習支援ティーチャーは、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」等、学校生活への不適応問題を解消するため、平成21年度から本市独自事業として開始した。平成29年度から「学習支援ティーチャー配置事業」「語学指導協力員配置事業」を統合した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校では、個に応じたきめ細かな学習指導、生活習慣指導、チームティーチング(担当教職員と学習支援ティーチャー)による指導の充実を図り、分かる授業を展開し、学力向上を目指す。中学校では、1年生を対象に基礎学力の向上ときめ細かな教科指導を行い、学力向上と学習習慣の定着を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

○学習支援ティーチャー

小学校では、1・2年生の学級数に応じて、週当たり29時間勤務の非常勤講師を配置し、複数の教員で学習指導や生活指導を行う。中学校では、1年生の「英語・数学・理科・国語」に対して、週当たり19時間勤務の非常勤講師を配置し、教科指導と学習習慣の指導を行う。

○語学指導協力員

日本語の理解や表現が十分でない児童生徒のために、語学指導協力員を配置し、日本語指導を行う。



チームティーチングによる授業

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	30,612	15,110	15,502	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	11,672	△ 11,672	
一般財源	30,612	3,438	27,174	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育充実のために昭和61年度に指導室が設置されて以来、教職員への研修等を行っている。ICT支援業務委託については、全教室への電子黒板設置に加え、小中学校児童生徒3.6人に1台の割合でタブレットが導入されたことに伴い、効果を最大限に発揮させるため、平成28年8月からICT活用支援業務を委託し、ICT支援員を配置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- ・教育研究や研修会をととして教職員の資質向上を図る。
- ・若手教員育成指導を行い、授業力向上や学級経営力向上を目指す。
- ・教職員がICT機器の持つ特性を理解し、効果を最大限に発揮させることによって、児童生徒の情報活用能力の育成と確かな学力の向上を目指すための支援を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・指定教育研究委嘱事業実施校への支援を行う。
- ・ICT活用支援業務を委託し、中学校区にICT支援員各1名を配置し、授業の支援、教職員研修会の支援等を行う。
- ・若手教員研修指導員2名を配置し、若手教員育成指導を行う。



ICT指導員による授業支援



若手教職員研修会

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	26,340	15,839	10,501	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	26,340	15,839	10,501	

【背景(なぜ始めたのか)】

多様化する教育課題（不登校、いじめ、発達障がい等）に対応するため、「教育相談事業」「適応指導教室事業」「小学校心の教室相談員配置事業」を統合し、平成28年4月に「総合教育支援センター」を開所した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育相談体制を再編成し、総合的な教育支援を可能にし、不登校やいじめなど生徒指導面で配慮の必要な児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者や教職員に対して、専門的かつ積極的な支援を行う。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して、発達段階に応じた計画的・継続的支援を行い、学校教育の充実及び教育上の諸問題の解消を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

センター長1人、検査員1人、いじめ対策指導員1人、相談員10人を配置し、下記の支援を行う。

- 1 児童生徒の適応指導に関すること。（適応指導教室「はばたき」）
- 2 家庭訪問、学校訪問によるいじめや不登校児童生徒及びその保護者、教職員への支援に関すること。
- 3 発達障がい等に関する個別検査及び相談に関すること。
- 4 学校教育全般に関する相談及び支援に関すること。
- 5 児童生徒に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。



教育支援センター職員研修



適応指導教室「はばたき」での学習

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,312	1,657	△ 345	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	880	△ 880	
地方債	0	0	0	
その他	32	32	0	教室参加児童傷害保険料
一般財源	1,280	745	535	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市の教育目標の一つである「基礎的・基本的な知識をしっかりと身に付ける人間の育成」の達成のため、開かれた学びの場として平成27年9月から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内小学校に在籍する小学校高学年の児童を対象に、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、学習に対する興味・関心を高める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

学習指導員8人を配置し、小学校サタデー学習支援教室を実施する。

- 1 支援内容：国語・算数を中心とした基礎的・基本的な学習（宿題等）の支援、学習方法に関する相談、児童の学習習慣の定着の促進
- 2 期間：5月から翌年3月までの土曜日（長期休業期間、祝日、年末年始は除く）
- 3 時間：午前9時から正午まで
- 4 場所：守谷中学校地域交流スペース



サタデー学習支援教室風景

〔教育委員会 学校給食センター 所管〕

10010403 給食センター施設維持管理事業

予算書P. 193

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,456	22,161	295	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	360	0	360	学校給食センター土地貸付料
一般財源	22,096	22,161	△ 65	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和44年度から、児童生徒の食生活の安定を図るために、完全給食の提供を開始し、現行施設は昭和59年に整備され、平成3年に増築している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

安全な給食の提供には、清潔かつ安全な設備とすることが必要であり、給食センターの施設・設備について適切な維持管理を行うことによって、安心安全な給食を子どもたちに提供することができ、また、センター全体の各種業務を円滑かつ適正に運営することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

施設設備の保守点検を定期的に行うとともに、施設設備の維持管理や更新を計画的に行う。

主なものは、施設・設備等の修繕、各設備機械の保守点検、及び調理機器やコンテナ機材の更新などである。



和え物調理で使用する、真空冷却機の
定期点検



食器洗浄機の定期点検

10010404 給食提供事業

予算書P. 194

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	529,663	505,216	24,447	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	310,843	314,324	△ 3,481	給食費各小中学校等
一般財源	218,820	190,892	27,928	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校給食法に基づき、児童・生徒の適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るため、昭和44年5月から完全給食の提供を実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

栄養バランスの取れた給食提供を通して、市立小中学校の児童・生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と、健全な食生活を営むことができる力を養う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童・生徒の心身の健全な発達のためのバランスの取れた食事の提供と、健康教育の一環としての学校給食の充実を図るため、献立の作成から、食材の購入、調理、配送を行う。(調理及び配送については、民間事業者へ業務委託している。)

複雑化する献立作成・発注業務への対応のため、献立作成支援システムを導入する。



＜守谷生まれ献立＞
鮭の味噌ヨーグルト焼き(味噌・ヨーグルト)
肉豆腐(豆腐)
守谷生まれ味噌汁(味噌・豆腐)
ご飯(守谷産コシヒカリ)
飲むヨーグルト(飲むヨーグルト)
※「守谷市いただきます条例」の
「守谷生まれの食品」を使用した献立



＜イタリアの料理献立＞
チキンピカタ
ブロッコリーとツナのサラダ(イタリアンドレッシング)
ほうれんそうニョッキのクリームソース
フォカッチャ

10010407 学校給食センター改築事業

予算書P. 195

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,411,344	208,615	1,202,729	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	1,037,000	139,000	898,000	学校給食センター改築事業債
その他	349,095	0	349,095	公共公益施設整備基金繰入金 ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	25,249	69,615	△ 44,366	

【背景(なぜ始めたのか)】

現在の学校給食センターの処理能力(調理食数)は、食材の下処理設備や調理場の面積、調理機器等の容量から検証すると、6,900食程度が上限と見込まれ、現在の推計どおり進めば、令和7年(2025年)には処理能力の上限である6,900食を超過することになる。また、現在の施設は国が定める衛生管理基準を満たしていない状況であり、増築での対応は困難なため、改築(建替え)をすることとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

学校給食衛生管理基準に適合した衛生的で安全な調理環境を確保するため、施設を改築することにより、今後約40年間、安定して児童・生徒に給食を供給することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

現時点で調理の処理数が限界に近い状態であることから、施設の改築（建替え）を早急に行う必要があり、設計と施工を合わせて事業者を募集するDB方式（デザイン・ビルド方式）を採用し、プロポーザル方式での入札による事業者と令和元年度に契約を締結した。

- ・令和元年度 用地取得
- ・令和2年度 基本設計・実施設計、建設工事
- ・令和3年度 建設工事、外構工事
- ・令和4年度 新センター供用開始、旧センター取り壊し、駐車場整備・外構工事



現在の学校給食センター(昭和59年度供用開始)



新学校給食センター建設予定地

〔教育委員会 中央図書館 所管〕

10040501 図書館運営管理事業

予算書P. 221

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	122,539	107,220	15,319	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	207	30,130	△ 29,923	図書資料売払代
一般財源	122,332	77,090	45,242	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民の知的要求に応える学習拠点として、平成7年5月に開館した。

平成28年度から平成30年度まで指定管理者により運営し、令和元年度からは市直営による運営を再開した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民が必要とする図書や情報をいつでも容易に取得できるよう、資料の充実を図る。

未来を担う子ども達が、読書に親しみ豊かな心を育むことができる読書環境の充実を図るとともに、学校との連携の下、児童・生徒の学習活動を支援する。

市民との協働の下、生涯にわたる学びを支える機会と場を提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

図書や電子資料の収集及び提供、A D E A C (デジタルアーカイブ) の公開により、幅広い図書や情報を提供する。

第三次守谷市子ども読書活動推進計画に基づき、おはなし会や子ども向けのイベントを開催するとともに、魅力ある図書を収集し、子ども達に届け、読書の楽しさを伝えることにより豊かな心を育む読書環境を整備する。また、図書資料の団体貸出やブックトークを実施することにより、児童・生徒の学習活動を支援する。

ボランティアの育成と支援に継続的に取り組むとともに、講演会、講座及び行事の開催等により、市民の生涯にわたる学びを支える。



中央図書館と公民館図書室を繋ぐ図書館ネットワーク

学校図書館との連携

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,458	17,304	5,154	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	22,458	17,304	5,154	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年に策定された「子ども読書活動推進計画」に基づき、平成20・21年度に学校図書館蔵書をデータベース化した。以来、学校と連携を取りながら、学校図書館の整備・活動のための支援を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

令和元年度から実施されている学校教育改革プランに基づく「中央図書館と学校図書館による学校図書館の充実」を図るため、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能充実に対する支援を行い、学校図書館の発展を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・読書センターとしての機能充実のため、図書館資料の活用が図られるよう、団体貸出や学校間相互協力を促進する。
- ・学習センターとしての機能充実のため、学校図書館を活用した授業づくり等を実施できるよう、学校司書が資料提供やブックトーク等により授業支援を行う。
- ・情報センターとしての機能充実のため、図書館の電子資料や情報を活用できるよう、中央図書館利用のためのガイダンスを実施する。
- ・学校図書館担当職員が、司書教諭及び学校司書に対する研修等を実施し、専門性を向上させる。



学校でのブックトーク(※1)



図書館との連携 教職員研修



ブックバックサービス(※2)

(※1) 授業の単元に沿って図書館員が本の紹介を行うもの。

(※2) 1箱50冊×6学年＝300冊ごとを学期ごと小学校9校に貸し出すサービス。



団体貸出

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	33,643	26,757	6,886	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	99	0	99	中央図書館貸付料
一般財源	33,544	26,757	6,787	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成7年5月の開館から、施設や設備を良好に維持管理するために開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

来館者に安全で快適な空間を提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

来館者に、より快適な利用環境を提供するため、設備、機械等の管理及び保守点検を実施する。また、老朽化した部分については計画的に修繕等を行う。

〔主な施設管理業務〕 建物清掃/警備保障/空調設備保守/自家用電気設備保安管理/自動ドア・昇降機保守/消防設備点検ほか



中央図書館